

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成29年11月27日(月)午後7時00分～午後8時43分
場所 小田原市役所 6階 601会議室

2 出席者氏名

- 1番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
2番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
3番委員 萩 原 美由紀
4番委員 吉 田 眞 理
5番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

- | | |
|----------------|-----------|
| 教育部長 | 内 田 里 美 |
| 文化部長 | 関 野 憲 司 |
| 教育部副部長 | 友 部 誠 人 |
| 文化部副部長 | 遠 藤 佳 子 |
| 教育総務課長 | 飯 田 義 一 |
| 学校安全課長 | 川 口 博 幸 |
| 教育指導課長 | 菴 原 晃 |
| 文化財課長 | 鈴 木 一 彰 |
| 教育指導課指導・相談担当課長 | 高 田 秀 樹 |
| 教育指導課副課長 | 瀬 戸 浩 |
| 教育指導課指導主事 | 瀬 戸 由 里 子 |
| 教育指導課学事係長 | 田 村 直 美 |
| 教育総務課主査 | 室 伏 政 志 |

(事務局)

- | | |
|-----------|-------|
| 教育総務課総務係長 | 高 瀬 聖 |
| 教育総務課主任 | 田 代 香 |

4 議事日程

- 日程第1 報告第8号 事務の臨時代理の報告(平成29年12月補正予算)について
(教育部・文化部)

5 協議事項

- (1) 小田原市学校教育振興基本計画の改定について (教育総務課)
(2) 小田原市いじめ防止基本方針の改定について (教育指導課)

6 報告事項

- (1) 平成30年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)
- (2) 損害賠償請求事件の判決について【非公開】 (教育指導課)

7 議事等の概要

- (1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

- (2) 10月定例会会議録の承認
- (3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、森本委員に決定

栢沼教育長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、報告事項2「損害賠償請求事件の判決について」は、個人が識別される情報が含まれる案件ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

栢沼教育長…ご異議もありませんので、採決いたします。報告事項2を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

栢沼教育長…全員賛成により、報告事項2は、後ほど非公開での報告といたします。

- (4) 日程第1 報告第8号 事務の臨時代理の報告(平成29年12月補正予算)について (教育部・文化部)

教育部副部長…それでは、報告第8号「事務の臨時代理の報告(平成29年12月補正予算)について」をご説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育

長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、市長に意見を申し出ましたので、ご報告するものです。

細部についてご説明申し上げますので、お手元の資料「平成29年12月補正予算要求概要」をご覧ください。

私からは、まず、教育部関係の補正予算についてご説明申し上げます。

資料下段の「債務負担行為補正の学校給食調理委託料」でございます。

本市では、平成14年度から調理業務の民間委託を導入しており、これまで学校給食調理施設全24施設のうち19施設で実施しております。

このうち、今年度末で契約が満了する小学校6校の学校給食の調理業務委託料について、平成29年度から平成32年度までの債務負担行為の設定をするものでございます。

実際に業務を開始いたしますのは平成30年度からとなりますが、円滑に業務を遂行するためには準備期間が必要となりますことから、平成29年度を含めた4年間の債務負担行為を設定するものでございます。限度額は表の最下段にございますとおり、3億232万2千円でございます。

以上でございます

文化部副部長… それでは、私から文化部所管の「平成29年12月補正予算要求概要」について、ご説明申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算との関連がありますので、歳出予算のところで併せてご説明申し上げます。

はじめに、歳出の(項)社会教育費、(目)文化財保護費、「文化財保存活用経費」の「指定文化財等保存管理事業」、「明治天皇宮ノ前行在所跡修景整備委託料」についてご説明いたします。併せて次ページの「明治天皇宮ノ前行在所跡修景整備について」の資料をご覧ください。

明治天皇宮ノ前行在所跡は、明治天皇が宿泊した清水金左衛門本陣のあった場所で、この事蹟を記念し、「明治天皇聖蹟小田原町保存会」が土地を買収して整備工事を行い、昭和15年10月に落成したものでございます。

土地、記念碑等については、市、当時の小田原町に寄贈され、昭和32年3月30日に市の史跡に指定されております。

修景整備の経過・概要についてですが、この史跡地内の植栽については、定期的に枝おろし等を行い管理してきました。しかし、樹木が成長し、鬱そうとして昼でも薄暗い状況となっております。

こうした中、本年8月、匿名の方から樹木等の修景整備費用として200万円の寄附をいただきました。これを財源に、専門家の指導のもと、寄附者や地元自治会等のご意見をいただきながら、史跡地内の樹木の伐採を行うとともに、新たにツツジ等の植栽を行う等、近隣住民や来訪者に親しまれる環境を整えるものです。

それでは概要にお戻りください。

次に、「緊急発掘調査事業」の「調査補助委託料」についてご説明いたします。

遺跡の状況を確認する試掘調査や記録保存のために実施する個人住宅建設等に伴う本格調査につきましては、国庫補助を受けて市が調査を実施しております。今年度の調査の傾向として、小田原城関連の調査が多く行われたことにより、調査面積が広がったり、あるいは深く掘り下げる必要があったりという事例が多くございまして、経費に不足が見込まれますので、国庫補助金を財源に所要の経費を追加計上するものでございます。

以上で、「平成29年12月補正予算要求概要」につきまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質疑等なし)

栢沼教育長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(文化部 退席)

(5) 協議事項 (1) 小田原市学校教育振興基本計画の改定について (教育総務課)
教育総務課長…それでは、協議事項 (1) 「小田原市学校教育振興基本計画の改定について」
ご説明申し上げます。

資料1 「小田原市学校教育振興基本計画 (素案)」をご覧ください。

教育委員の皆様には、11月6日に開催いたしました有識者会議において、骨子案についてご意見をいただいておりますが、それを踏まえ、素案としてとりまとめたものでございます。

分量が多いので、現計画との変更点を中心に説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

「I 計画の策定にあたって」でございますが、現計画に対して時点修正いたしました。小田原市教育大綱との関係についての説明を加えております。

「3 計画の対象期間」でございますが、現計画と同様に5年間といたしました。

3ページをお開きください。

「Ⅱ 策定の背景」でございます。こちらは、時点修正のほかに新たな社会状況の変化をいくつか追記しています。

6ページをお開きください。

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定、次ページの(7) 子どもの貧困への対応、(8) オリンピック・パラリンピックの開催、(9) 学習指導要領の改訂について、これらは学校教育に大きな影響をもつ変化と捉え、追記いたしました。

8ページからの「2 教育をめぐる現状」につきましては、10ページをお開きください。

「(3) 教育相談の状況」でございますが、下段に、近年増加している就学前の発達にかかわる相談の状況について追記いたしました。

13ページをお開きください。

「(6) 支援教育の状況」につきましては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応することの重要性を踏まえ、新たに記載したものでございます。

14ページの「(7) 学校施設の状況」につきましては、学校施設の中長期に渡る整備計画について、公共施設再編基本計画と整合を図ることについて記載いたしました。

15ページ・16ページをお開きください。

こちらでは、小田原市教育大綱と本市の教育理念として定着しているおだわらっ子の約束と本計画の関係について記載いたしております。

16ページ右下の枠線内に記載しておりますとおり、本計画は小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束を理念として策定し、これらの理念に基づき実行していく施策の最終目標として小田原市のめざす子ども像を描いたことを説明いたしております。

19・20ページをお開きください。

本計画の基本目標ですが、教育大綱で設定した基本目標を本計画の基本目標といたしました。

21・22ページをお開きください。

小田原市のめざす子ども像につきましては、有識者会議と総合教育会議を通じて、教育委員の皆様から貴重なご意見を頂戴し、事務局もそれを受け止め、議論を進めてまいりました。

小田原市のめざす子ども像としては、「未来を創るたくましい子ども」を設定しました。子どもたち自身が持つ可能性を最大限に発揮し、自分たちの社会を自ら作っていくたくましさを身に付けるため、5つの側面を重視して、その成長が図られるように教育環境を整えていくことが大人の重要な役割であるという認識のもと、5つの側面ごとに、取組の視点を記載いたしました。

また、子どもたちの育ちを支える姿勢として22ページにあるように命・地域・信頼を掲げています。

23ページをお開きください。

こちらは計画の体系図でございます。左側に、これまでご説明した、教育大綱・おだわらっ子の約束、めざす子ども像、子どもの育ちを支える姿勢について図式化するとともに、右側に、これらに基づき展開する施策を重点方針に沿って整理いたしております。重点方針につきましては、教育大綱で設定いたしましたものと同一といたしました。

それでは、24ページからの施策の展開については、新規性のある所を中心にご説明いたします。

25ページをお開きください。

基本施策1-①の2つ目「多文化理解教育と外国語教育の充実を図ります」では、学習指導要領の改訂により平成32年度から小学校高学年の外国語科、中学年の外国語活動が全面実施されることに伴う体制の充実について記載いたしました。

28ページをお開きください。

基本施策2-②「道徳教育の充実」につきましては、学習指導要領の改訂により、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、特別の教科「道徳」が全面実施されることに伴い、道徳教育のあり方について記載いたしました。

32ページをお開きください。

基本施策3-①の2つ目「部活動を支援します。」では、国が導入を進めている部活動指導員の検討など、部活動の充実について記載いたしました。

33ページをお開きください。

基本施策3-②の1つ目「学校給食の充実を図ります。」では、給食費の公会計化の検討について記載いたしました。

38ページをお開きください。

上段の「プログラミング教育を推進します。」、こちらは「基本施策4-④情報教育の充実」の中の施策でございますが、学習指導要領の改訂により必修化されるプログラミング教育について記載いたしました。

40ページをお開きください。

基本施策5-②「家庭学習の推進」では、全国学力学習状況調査の結果で課題となっている学習習慣の定着のため、家庭学習の充実を図ることを記載しました。

42ページをお開きください。

基本施策6-①の2つ目「支援教育の充実を図ります。」では、幼児期の支援教育について記載しました。

44ページをお開きください。

基本施策7-①の2つ目「教職員の健康対策を推進します。」では、教職員の多忙化解消や働き方改革について記載しました。

46ページをお開きください。

基本施策7-⑤「共に学び共に育つための教育の推進」では、47ページをお開きいただき、下から2つ目「インクルーシブ教育推進のため、校内体制の充実を図る」ほか、「共に学び育つための教育」について記載しました。

51ページをお開きください。

基本施策8-①の1つ目「地域とともにある学校づくりを推進します。」では、地域コミュニティ組織との連携・協働の推進について記載しました。

53ページをお開きください。

基本施策8-③「子どもの居場所づくりの推進」では、全小学校への設置を進めている放課後子ども教室について記載いたしました。

54ページをご覧ください。

基本施策9-①の2つ目「学校施設の有効な利活用や複合化について検討します。」では、学校施設を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなどの今後の検討の方向について記載いたしました。

主な新規性のあるものについては、以上です。

次に、57ページをお開きください。

「Ⅷ 計画の推進にあたって」として、進行管理の手法や成果指標について記載しました。

進行管理については、法律に基づく、点検評価を活用していくということは、現行通りです。

2の成果指標につきましては、「小田原市のめざす子ども像」で重視する5つの側面の伸長と、おだわらっ子の約束の取組状況を把握することを念頭に設定いたしました。

各指標につきましては、主に全国学力・学習状況調査の調査項目から選択したところでございます。

59ページをお開きください。

こちらには、総合計画で設定した指標について参考として記載いたしました。これら3つの指標については、総合計画の進捗管理に引き続き用いてまいりますので、参考に記載いたしました。

小田原市学校教育振興基本計画（素案）の説明は以上でございます。

なお、本日、委員の皆様からご意見を頂戴し、それを踏まえて素案の修正を行い、12月15日木曜日から1月15日月曜日までの1か月間、市民からの意見公募を行います。それに先立ち、12月6日に開催される市議会厚生文教常任委員会に意見公募の実施について報告をさせていただきます。

意見公募の結果につきましては、1月の本定例会で報告させていただく予定でございます。

以上をもちまして、「小田原市学校教育振興基本計画の改定について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

栢沼教育長…ただいま多岐に渡って素案の説明がございました。委員の皆様とはこれまで何度となく検討をしまいいりまして、その間、7月から有識者会議が4回、さらに総合教育会議でも市長とともに教育委員の皆様と基本計画について議論をいただき、その中で最終的に委員の皆様からのご意見を個々にお寄せいただいたものの中から新規のものも盛り込んだ改定案を提示されました。今後パブコメを12月15日から1ヶ月間実施して、市民意見を組みこんだ形でさらに修正等を加え、今後予定されております有識者会議、総合教育会議を経て最終的に策定に入るといった流れの説明もありました。まずは説明の中で、特に新規性のあるもの、追記されたものについて説明がありましたので、そのあたりのご意見等伺えればと思います。まずは全般的に、あれ以降委員の皆様から基本計画について最初に何かご意見やお気づきの点があれば、またお聞きしたい点があればお願いしたいと思います。

(質 疑)

吉田委員…13ページの「支援教育の充実」についてですが、特別支援学級の在籍児童がととも増えているということで支援体制をしっかりと確立していくことは見えているのですが、支援学級に在籍する子どもの発達保障という観点が少し弱い気がします。

個別の支援なので大変かとは思いますが、障がい児はどんな障がいであってもその子なりの発達をすることと捉えますと、個々の発達がよりスムーズに、その子なりの社会参加が出来るような将来を見据えた個別の支援計画をしっかりとすることや評価をしていくことが必要なのではないかと思います。

57ページの成果指標の全国学力・学習状況調査ですが、これに特別支援級のお子さんは参加されていますか。

関連して、成果の評価をしなければならないのは特別支援学級のお子さんについての教育も同じだと思います。もしここに特別支援学級のお子さんが入っていないのであれば、この評価では通常級のお子さんの伸びしか評価できません。特別支援学級のお子さんの伸びを評価することが出来ないで、何らかの方法が必要かと思えます。評価の方法があることによって、特別支援学級で働いている先生方もご自分がされている教育の質を客観的に確認で

き、やりがいもより大きくなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育指導課長…貴重なご意見ありがとうございます。まさに支援級教育の状況につきましては吉田委員からご指摘いただきました支援計画ですが、一人ひとりの個に応じた教育という部分でそういった記載を含めていかないといけないと思えました。それから成果指標につきましては、基準値ですが、現在本市の全国学力・学習状況調査、また体力のテストの質問紙用紙の結果をこの基準値のところにさせていただいているのですが、支援級のお子さんにつきましては、支援級のお子さんや保護者の方の希望によって、受けている方もいれば受けていない方もいる状況です。受けていない子が多い状況ですが、そういったところで、ご指摘いただいたところの指標も含めていかなければいけないと思えました。

栢沼教育長…基本的には全国学力・学習状況調査では、通常級あるいは特別支援学級の区別をせず、すべての子どもたちを対象にし、障がいの程度によって受験できない子もいるということですね。

吉田委員…ありがとうございます。

支援級のおさんは個別性が高いので平均値で比べるとというのはそぐわないのではないかと思います。私もいい考えが浮かばないのですが、何か比べる方法や去年よりも今年の方が伸びている、力がついた等、学力も必要ですよ。支援級のおさんたちも。あまり競争原理を入れたくはないのですが、テストの成績や読解力等を評価に入れるとどうかと思いました。

萩原委員はいかがですか。

萩原委員…確かに吉田委員のおっしゃるとおりで、実際には、特別支援級の生徒さんの通知票は数字表記ではないのです。教科ごとに担任の評価が文章で表記されますので、個人の課題に対しての達成度や進捗状況、昨年との比較などを読み取るのは難しいかもしれません。学力が伸びているのか落ちているのかも、保護者にはなかなか理解しにくいかと思います。共通課題などに着目した指標があれば、保護者も頑張っている我が子を知ることができるのではないかと思います。

教育指導課長…ぜひ検討させていただきと思います。

栢沼教育長…非常に大事なところだと思います。支援級の子たちの評価は当然個別計画を立ててやっているとは思いますが、親御さんがわが子の成長や伸びが前期ではこれだけのことが出来るようになった等、もう少し具体的に分かるような評価の工夫について、教育委員会と支援級の関係者と改善すべき点があれば子どもたちのために検討していただきたいということと、今の13ページの支援教育の中に支援学級の子の発達障がいの学習の保障とありますが、文言や意味合いを入れ込んでいただきたいということで、ご検討いただきたいと思えます。

萩原委員…32ページの重点方針3「健やかな体」で、重点方針には「様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神に学び、相手を尊重する心を養います。」と、とても詳しく書かれているのですが、その下の内容についてはとてもシンプルに書かれています。

「子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくりまします。」とだけ書かれていますと、大綱の「スポーツマンシップやフェアプレイの精神に学び、相手を尊重する心を養います。」とつながらないような気がしますので、少し足してみたらどうかと思います。

例えば、「スポーツならではのコミュニケーション力を養う機会」「相手を尊重する心のところは思いやる心を身につけるための機会をつくる」など、少し肉付けをすればいいのではないのでしょうか。

教育総務課長…ただいまのご指摘の部分でございますが、枠線とポツがついている3つは教育大綱に記載しております重点方針の説明文をそのまま写しているものでございます。教育大綱自体は学校教育に留まらず、生涯学習を含めてというところで子どもから高齢者までといった、非常に幅広い捉えでしてはいますが、振興基本計画については学校教育部分というところで多少大綱との相違は生じてくるという部分があることはご理解いただければと思います。そういったことで、教育大綱のものを基本的にそのままこちらに写しているということから、こちらに関しては1箇所、子ども像のところ「未来を拓く」から「未来を創る」に変更になっておりますので、そういった最小限の修正はかけるつもりですが、基本は大綱に記載のままとさせていただきたいと考えております。

栢沼教育長…そういった意味で、掲載のパターンはどこも同じようになっています。場合によっては、今の萩原委員のシンプルすぎないかというところから考えれば、この基本施策の「学校体育の充実」の中に文言が入れ込められればいいのかと思います。特に日常における体育事業の充実では、そういった中で体育を通じてスポーツマンシップやフェアプレイ、あるいは思いやる心などに関連してくるので、体育事業の充実を少し補足する意味で今のような表記が出来たらいいのではないのでしょうか。この中で検討を加えていただければよいかと思います。

和田委員…7ページの「子ども貧困への対応」と53ページの基本施策「子ども居場所づくりの推進」の中に「生活困窮世帯の中学生等を対象にした」という文言があります。現在、生活困窮者自立支援法に基づいた地域マップづくりを県の事業でやっておりますが、その中で教育分野の理解が不足しているという指摘を受けます。「直接子どもに関わっているのは先生方、教育現場ではないですか」という指摘です。様々な会議に出ても、実際、教育委員会からの出席

はほとんどありません。私も、貧困対策は直近の課題だと思います。経済格差が二極分化されている状況で、本当に食べることに困っている家庭が多いと思います。そういうところで、直接関わることのできる先生の意識改革をどこかに盛り込まなければならない時代に来ているのではないかと思います。ここに「子供の貧困対策に関する大綱や貧困対策推進計画にのっとり国・県・市、企業・団体、市民が協力して取り組んでいく必要があります。」と書いてありますが、教育委員会や学校が何をやるのか。この一押しがほしいと思います。非常に総論的な文言で終わっているような気がします。

この部分は今、社会で一番重要な課題になりつつあります。県も組織再編をすると知事が言って、わざわざ貧困対策部局を作ります。そういう時代に来ているのです。せっかく向こう5年間のことであるならば、小田原市もその辺を強調した文言を入れられないものかと思います。

居場所づくりのところで、「貧困対策で学習対策」ということはよく言いますが、学習支援をやってみて、学習支援以前の生活習慣が身につけていないお子さんが多いと感じます。例えば宿泊体験学習や放課後子ども教室の中でも、そういった家庭の子どもたちは、挨拶をすることや食事マナーがまったく出来ていません。親と一緒に食事をしないのかもしれない。そういったすごく基本的なことも行っていないと解決の道がないのではないかと関わっていて感じています。

教育総務課長…ご指摘の点ですが、学習支援だけでなく、48ページの基本施策7-⑥「家庭への支援」の2つ目に「様々な悩みを持つ子どもや家庭への必要な支援に取り組めます。」という項目を設定させていただいております。こちらでは、学校だけでは対応が難しい児童・生徒及び家庭への支援のため、県のスクールソーシャルワーカーを活用したり、ケース会議等を開催したりと、諸機関や市役所他部署等の連携推進ということで、現在も各学校現場で不適切な養育環境にあるお子さんを感知する「最前線」として、日々アンテナを高く、課題のあるお子さんを発見し、子どもの支援部門へ相談させていただいております。引き続き、前段の社会的背景の中で子どもの貧困対策は非常に重要であるという課題認識を示した上で、こういった項目の中で支援を推進していくというところを読み込んでいただくという趣旨で、こういった記載とさせていただいたところでございます。もっと踏み込んだ記載ということもご指摘あるかと思いますが、まずは現状に即してこういった記載とさせていただいたところです。

ご指摘はもっともで、日々学校の皆様もアンテナ高く対応されていると私は感じております。

和田委員…これは県の事業ですが、実は生活困窮者自立支援法に基づいた県内の研修を、1月30日に小田原でやることになりました。「連携会議」と銘打ってやるものですので、行政職員の方々にもぜひ参加してもらおうというところで、教育

委員会の方にも参加していただけると、なお良いかなとお知らせさせていただきます。

栢沼教育長…今の和田委員のお話、非常にある面で重要であると思います。先ほどの子どもの貧困への対応ということに関しても、意外と教育関係の方たちの関心・関わりが不足しているのご指摘もいただきました。7ページ(7)の「子どもの貧困への対応」の一番下の行、ここに「学校は、教育委員会はどうするのか」といったことを入れ込みたいと感じました。教師の意識改革も含め、子どもたちと常に関わっているのは先生ですので、これからは、子どもの状況を踏まえて教師が出来ることは何なのか、関わり方等を、教育委員会や学校の取組あたりに入れ込むか標記をお願いしたいと思います。

また、居場所づくりについては、今後おそらく子ども教室でもプログラムの中で学習だけでなく体験、あるいは交流を今後充実させていくということを教育委員会の中で持っています。放課後児童クラブも教育委員会で請け負っていますので、子どもたちの生活習慣と言いますか、マナーをいかに指導できるか、身につけさせるかを放課後子ども教室、あるいは放課後児童クラブの中で課題として、またメニューとして何か具体的に入れ込めれば良いのではないかと思います。

地域マップとはどういうものですか。

和田委員…これは乳幼児から高齢者まで、どこに相談していいか分からないけれど、個々に「精神医療のだところ」「障がいだところ」といった部分ではみんな相談を行っています。しかし、連携がありません。例えば高校中退者をみると、その背景には経済的問題だけでなく、家族構成の問題や医療領域の問題など様々な問題があります。マップ作りをすることで、どんな人でも抜け落ちない、隙間のない支援ができるよう、まず情報提供しようという取組を始めています。始めてまだ1年目ですが、始めてみると、行政は強く必要なものが縦割りになっていて、横断的に処理しにくい状態になっていて、ぜひ参加したいですというのが多いです。今回は小田原が会場で、講師は「分かち合い社会の共存」の井出さんです。市内でもあるかと思いますが、これを県レベルのテーマにしてお話をしてもらおうことになっています。

栢沼教育長…ぜひ紹介いただければと思います。

森本委員…34ページの「学校保健の充実」の「保健教育の推進」についてですが、ここには書かれていませんが、今問題になっているのは、生活習慣病である高血圧や糖尿病、脂質異常など原因として、脳梗塞や心筋梗塞の発症が若年化していることです。もしかしたら、お子様方のお父様方も発症するような身近な問題だと思います。また、がん教育です。特に煙草の受動喫煙の問題、煙草のがんのリスクがあることなどです。子どもたちもがんと言ってもどういった病気か分からないと思いますので、がんはこういう病気で、煙草を吸っているとこういう状態になるといった、がんや生活習慣病の基礎的な知識を

教えると良いと思います。それから食べすぎ飲みすぎです。「食生活を注意し、運動不足が続くと、こういう病気になる」ということを児童・生徒の皆さんにも簡単な内容でお話をしても良いかと思います。

小田原市の特定検診、がん検診の受診率が低く、なかなか改善しないという現状もあり、若い世代から知識があると、将来、がん検診や特定検診を受けなければいけないと、動機付けにつながるかもしれませんので、学校教育の中にがんや生活習慣病の保健教育を検討されても良いのかなと思います。

学校安全課長…今、森本委員がおっしゃられたこと非常に大切なことだと認識しております。34ページの「保健教育を推進します。」というところは、教科における保健体育の部分にそういった病気に関する勉強が入っているわけですが、それ以外に特出して性に関するもの、それ以外に時代にに応じてトピック的に必要があるだろうというものをメンタルですとかインターネット依存などテーマをその年ごとに決めたりして、これは子どもさんというよりも、後段の部分は養護の先生とか保護者の方とか先生そのものに啓発していく形になっています。ですので、後段のところでは取り上げることは出来ませんが、対象者が児童生徒ではなく、それを支援する人たちと理解いただきたいと思います。前段の性教育についてはかなり長きにわたり、重要な視点ということで、これから続けてさせていただいております。そういう答えになってしまいますけれども、学校の保健という部分では、保健の教科そのものの記述はしておりません。

栢沼教育長…今、森本先生がおっしゃられた生活習慣病やがん教育もまさにここに表記されている「現代的健康問題」の中にくくられる非常に多様化しているわけで、そういった意味では、アレルギー・メンタルヘルス・インターネット依存の中に列挙してもいいかもしれません。生活習慣病やがん教育も、確かに学校教育の保健や授業の中ではしっかり扱っていますが、保健教育という幅広い、学校全体の学校保健という立場からすれば、こういったものの中でも重要性があるというご指摘ですので、ご検討いただければと思います。

吉田委員…現状分析の「進むグローバル化」のところで、外国籍の市民が多く、小田原市に居住している多国籍の児童生徒が多いと出ているのですが、施策のどの辺りに反映されているのかが分からないのですが、どこでしょう。多文化理解教育の中に入るのかと思って読むと英語教育のことを書いているようですし、インクルーシブ教育の中に入るのかと思えば思えるかなと、実際にどの辺に含めて計画しているのか教えてください。

教育指導課指導・相談担当課長…吉田委員おっしゃられるとおり支援教育の中で46ページの基本施策7-⑤「共に学び共に育つための教育の推進」の1つ目「個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努めます。」の最後の行にある「さらに、日本語指導を必要とする、外国につながるのある児童生徒に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣します。」の中で定めています。

吉田委員…日本語指導というのはとても大事だと思いますが、もう一歩進んで「共に学ぶ」ことや多国籍の方々の文化を理解する等の交流をして、それが小さな国際化のように進められるとすごく良いと思います。多文化理解教育の中に、少し入れられると良いと思います。

多文化教育理解の下の方に伝統の学習に必要な教材とかありますが、それは違うのですか。伝統文化とは何でしょうか。英語圏の伝統文化ですか。

教育指導課指導・相談担当課長…吉田委員おっしゃるとおり、25ページの伝統文化ということも含めて、ALTは言語だけを学ぶのではなく、そのままの国の文化もともに外国語活動を学ぶ中で学習しておりますし、そうした関連のあるお子さんが学級の中にいらっしゃる中では、保護者の方の理解を得ながらお子さんから学びの場を設けていくというのは重要なことだと思いますので、そういったこととみていただければと思います。

吉田委員…具体的にこの辺に入っているということですね。

栢沼教育長…日本語指導を受ける子に対しては「支援」ということで対応しますが、今の「共に学ぶ」という施策の言葉からすると、支援を受けている子たちとともに学ぶという、そういう学びの教育を推進する基本施策ですから、その意味合いも入れられるといいと思います。また、多文化の方も、吉田委員が言われているのと少し違う気がしますので、その辺も理解したうえで、表記の仕方を工夫して入れ込んでいただければと思います。

今回委員の方々に最終的な会議以降、新たに加えていった部分、加筆したところも大変多く盛り込まれています。また、再度見直していただき、教育委員会の事務局にお気づきの点をお寄せいただければと思います。また、パブコメもございますので、そんなに時間もございませんので、一読していただき、気が付いた点はお知らせください。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 協議事項 (2) 小田原市いじめ防止基本方針の改定について (教育指導課)

教育指導課長…それでは、お手元の資料2をご覧ください。

この度、平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法の施行から3年が経過し、今年3月には、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

また、11月7日には、県の「神奈川県いじめ防止基本方針」が改定され、記者発表されました。その内容を反映させるため、本市におきましても、平成26年12月に策定した「小田原市いじめ防止基本方針」を国・県に倣っ

て改定することとしました。その策定にあたり作成したものが、資料2の別紙、改定素案です。

「2、改定のポイント」をご覧ください。

まず、「(1) いじめの理解の促進」については、「けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。」

「「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。」「いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。」でございます。

次に「学校の組織的対応の強化」については、「学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることを明確化する。」「いじめ防止の取組を学校評価の項目に位置づけ取組の改善に努める。」「いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。」といたしました。

3つ目の大きなポイントは「教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備」です。1つ目が「教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。」2つ目が「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図る。」としております。

大きな4つ目の改定のポイントです。「児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底」としておりまして、特に「学校として特に配慮が必要な児童・生徒について、該当児童・生徒への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。」としております。

大きな5つ目です。「家庭・地域との連携強化」でございます。「いじめに係る情報や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員会などを通じて、学校から地域に対して情報提供を行う。」としております。

大きな6点目でございます。「重大事態への対応強化」でございます。「重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。」「調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。」としております。

今後につきまして、大きな3番をご覧ください。12月15日から1月15日にかけてパブリックコメントを行い、来年2月9日に開かれる小田原市いじめ問題対策連絡会において関係機関の方々よりご意見を伺い、その後、議会に改定案報告後、3月に本市のいじめ防止基本方針改定とし、各校へ通知する予定です。

(質 疑)

栢沼教育長…特に資料2についての説明に対して、質疑ご意見等いかがでしょうか。

和田委員…3年後に改定をするということで、今回作業をしていただいたわけですが、今、社会で学校や教育委員会に対して、マスメディアを通して「教育界には隠蔽体質があるのではないか」という目がかなり定着しています。第三者委員会を設置して、「これはいじめが原因でした」と言われて見解を改めるということを繰り返しているじゃないですか。委員会側や学校側からいうと見方は違うかもしれませんが、はっきり言って隠蔽体質と思われていると思います。改定する意味として、隠蔽体質と思われていることに対して、しっかり「そうじゃない」ということを言い切れるような強いメッセージがあっても良いのではないですか。改善・改定することは分かりますけれども、根底にあるものはそういう疑いの目で思われていることです。目を向けられていることに対して、改定することで払拭したいという強い意思表示を感じられると良いと思いますが、そこまで言及することは、国にも県にもないですよ。しかし、市民感覚から言うと、実際にメディアは「またか」と言うかんで報じていますから、そのあたりはどうなのかなと。やはり言う必要はないのですか。

教育指導課長…実際いじめ基本方針そのものが法令化されていなかったもので、法令化されたこと自体が社会全体に対する大きなメッセージとなろうかと思っております。教育委員会や学校で作っております「いじめ防止基本方針」がこういった構えでやるものだということを世間の皆様にご存知いただき、それを元に子どもの人権を守り抜くという、方針自体が大きな意味を持っていると思っております。また、今回の改定でいじめの定義1つとりましても、これまでは「喧嘩を除く」とありましたが、調査をしていくと「喧嘩やふざけあいの背景に当然いじめの根にあたる場所があるかもしれない。」と、そういったことでいつも見ていかなければいけない。いじめに対する見方と言うますか「起こりうる」でも許されないということを、大人も子どもも社会も強く持つということが今回の改定に含まれております。そういった意味ではかなりメッセージの強い改定になっていると捉えられています。

和田委員…そう思います。そういうことは感じますが、特に「被害性に着目して」「抱え込まず」「現場では担任に言ったけど取り上げられなかった」というような声を良く聞きますので、今回改定によって、教職員が1人でいじめを抱え込まずという、こういうところは強調されていますからメッセージとしては読み取れます。

栢沼教育長…今回、簡単に言えば、法令化されたことが大きな違いですので、それに従わなければ法令違反になります。自分1人で抱えるというのは一生懸命やってい

るのだけれども、自分だけで情報を止めてしまって、外からみたら隠蔽になってしまい、法令違反になってしまうという厳しい部分だと思います。文言としては抱え込まずとなっていますが、その裏にあるのは法的な部分があるということが明確に言われていますので、そういった面で小田原市の教員に理解できるような表記を、例えば「はじめに」のところ等に入れられたら良いのではないかと、私も非常に思います。

おそらくこれからふざけあいであっても、いじめという言葉は使わないけれども、被害者に着目してしっかり対応してくださいといったところが新たに入ってきました。今まではふざけたり、喧嘩でいじめの部類ではないと除外していたのを「そうではない」と、教師の子どもを見る目も今回かなりはっきりとされていますし、(2)にあるように、学校評価の中にこれを位置づけなさい、と、本校はいじめ基本方針あるいはその取組が1年間終わってどうだったか、当然子どもの評価、教員の評価、場合によっては地域・保護者、そういったところからのアンケート等できちんと、それがどうだったか評価しようという項目に入ってきました。それが非常に大きなことだと思います。

吉田委員…確認ですけれど、10ページの「学校が実施する措置」というところに「学校は学校いじめ防止基本方針を策定する」とあるのですが、市で作ったいじめ防止基本方針は市の大枠で、それぞれの学校でまたいじめの基本方針を作っていくのですか。学校によって違うものになるのですか。

教育指導課長…順位的に申し上げますと、まず国・県が作ったあと、学校に義務化をしています。そして、地方公共団体は努力義務という形になっております。ただ、小田原市ももちろん作っております。各学校なりの内容になっておりまして、そういった位置づけになっております。

吉田委員…いじめに関する対応が各学校によって違うのはなぜですか。

教育指導課長…内容的には大体同じですが、言葉の使い方やいじめが起きたときの実際の対応のフロー等は各学校なりに、それぞれ対応マニュアルを作っております。それがどの学校もまったく同じではなくて、国・県・市を参考にして学校も作っているのですが、そこに様々な関係機関が入ってきたりと、そういった違いはあるかと思えます。未然防止、早期対応、早期解決、そして対応その部分の流れ、あと重大事案については、どの学校も同じになっております。

吉田委員…学校が持っている地域資源や保護者組織、地域組織が違うので、そこに入れてくるものが違ってくるということですね。

教育指導課長…そのとおりです。

吉田委員…ありがとうございます。

もう1つですが、13ページの「学校評価における留意事項」の2行目に「早期発見・事案対処のマニュアル実行」とあるのですが、これも学校毎に作っているのですか。マニュアルがあるということですね。方針があっ

て、その方針に則って、具体的なマニュアルを作るということになるのでしょうか。

教育指導課長…学校によってははじめが起きたときのいじめ対応のフロー図であったり、起きた場合の時系列であったり、第一次対応や第二次対応の形であったり、いじめ対応マニュアルという形で文章として位置づけている学校がございます。

吉田委員…すでにあって、それをまたこの方針が少し改定されたことによって変わってくるのですか。

教育指導課長…先ほど申しましたように学校運営協議会や関係機関、学校評議員会等が当然これから入ってきますので、それによって学校によって変わってきます。

吉田委員…学校毎に見直しをするということですね。

栢沼教育長…すでに各学校には行っているのですが、やっているところ終わっているところあると思います。教育委員会はどれだけ把握しているか今は分かりませんが、当然年度末なりには各学校のマニュアルを全部確認して、各学校では方針の改定と学校の方針とマニュアルを合わせて、改定を最後はしていけないといけません。新たに入ってきたのは結構ありますので、そこがやっぱり非常に重要になってくると思います。やっぱり、学校現場にとってみればマニュアル人間になってはいけないのですが、共通にどの先生も学校として同じ対応が出来る、同じ手順が踏めるということが非常に大事なことだと思います。このあたりについては重要視していく項目だと思います。

ここからは、質問なのですが、最終的にこれを学校におろしますよね。参考という形で学校に送り、すでに作ったものを、もう一度見て手直ししないといけないところもありますよね。これをいつ学校のほうに送りますか。

教育指導課長…パブコメをさせていただいた後、2月9日に小田原市のいじめ問題対策連絡会がございます。そこで関係機関の方々のご意見を伺って、さらにその後に議会に改定案を報告させていただきます。3月の段階で正式な改訂版ということで各校へお送りする流れになっております。

栢沼教育長…そうすると途中の段階では出せないということですね。でも実際は、この内容は国・県から来ているわけですね。学校には。改定の中身は伝わっていますか。

教育指導課長・相談担当課長…1月7日に県から改定されたものが出ましたので、それを学校に周知しますので、その文書と一緒に小田原市の素案も途中段階のものとして学校には示すことにしています。学校での改定作業もある程度一定期間設けて、学校も準備していただくこととなりますので、年度内には学校にも作業進めていただこうと思っています。

栢沼教育長…ここには書かれていませんが、今回改定の中でも強く言われているのは、この方針を4月の保護者会、あるいは始業式など全児童生徒が集まる集会や年度初めとかタイミングで、本校のいじめの方針は、いじめに対しての学校の指導や対応、そういったことをきちんと地域の会合などでも学校だけのもので

はなくて、それを広く伝えていく機会を設けるようなことが書かれていました。学校は承知しているとは思いますが、次年度へ向けてそういったことも抜かりなく全学校ができるような体制を作るようにすることが大事です。また、ここにはないですが、大人や周りが一生懸命やっても肝心なそのクラス、子どもたちがいかに主体的にいじめ防止の取組を自ら行うか、例えば学校でいえば児童会や生徒会が中心となっておらが学校のいじめは絶対許さない、そのためにはこんな取組を自分たち皆で頑張ろうといった、そういったことも非常に今回は強く言われています。大人や周りがやっても子どもたちの世界だから何も感じない。子どもたち自らが主体的に取り組むような活動をぜひ積極的に取り組んでほしい。そういったことも今回の改定では非常に強く言われています。そのあたりも印象に残っているので、教育委員会から校長会への指導だと思しますので、周知をしていかないといけないと、思っております。

この点についても先ほどと同様、ボリュームがありますので、お気づきの点があれば事務局にご意見をお寄せいただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (1) 平成30年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)
教育指導課長…それでは、報告事項 (1) 「平成30年度公立幼稚園新入園児応募状況について」報告いたします。資料3をご覧ください。

平成30年度公立幼稚園の4歳児定員は、全体で385名となっております。その内訳は、酒匂幼稚園が105名、東富水幼稚園、下中幼稚園及び矢作幼稚園が各70名、前羽幼稚園及び報徳幼稚園が各35名でございます。各園とも、去る11月1日及び2日の2日間で入園願書の受付を行いました。その結果、入園申込者数(D)の合計は、酒匂幼稚園が28名、東富水幼稚園が27名、前羽幼稚園が7名、下中幼稚園が12名、矢作幼稚園が37名、報徳幼稚園が21名、計132名となりました。

下段の表にございます過去3年間の応募状況のうち、前年度(平成29年度)の入園数(B)の計156名と比較しますと、24名の減となっております。

応募者数の減少の要因といたしましては、保育園を希望するご家庭が増加していることに加え、子ども子育て支援新制度が始まり、保育料が各家庭の所得状況に応じた額に変更となったことで、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料に大きな差がないのであれば、3年保育で受けてもらえる私立幼稚園に申し

込みをしようと選択されたご家庭が増えたのではないかと推察しております。

また、幼稚園別でみますと、酒匂幼稚園の応募者が28名、東富水幼稚園の応募者が27名となっておりますので、酒匂幼稚園の来年度の年少クラスは、2クラスから1クラスに、また、東富水幼稚園におきましては、昨年度に引き続き1クラスになる見込みでございますので、公立幼稚園6園の全体クラス数としては、平成29年度の17クラスから15クラスに減少する見込みでございます。

なお、今後でございますが、各園とも定員に達しておりませんので、随時、追加申込みを受け付けることとなります。

以上で、報告事項(1)「平成30年度公立幼稚園新入園児応募状況について」の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…前羽幼稚園は入園申込のあった7名で1学年のクラス運営をするわけですね。先生方はどう思われているのでしょうか。運営的にどういう状況なのか。

教育指導課副課長…幼稚園の現場としてはかなり人数が少なくなっています。クラス運営としてはかなり難しい部分が出てくると思います。前羽幼稚園の場合は、年少クラス・年長クラスの2クラスを一緒に1つのクラスのようにしながら、活動を行う等、工夫しながら日々の園運営を進めている状況です。

吉田委員…園児が集まらない状況ですね。毎年公立の幼稚園を再編していかないといけないという話が出ますが、長期的に方向性は出ているけれども、こういう状況の中で、もっと早く進めていくという方向はないのですか。私も同じ分野ですので、公立幼稚園も大事だと思うのですが、市の財政といったところを考えると、もっと公費を使わないといけないところがあると思うのですが。

教育指導課長…まさにこれからの公立幼稚園のあり方というのは喫緊の課題だと認識しております。その中で今後の方針として捉えていることがございます。1点目は、これからは公立幼稚園だけでなく、公立保育園、もちろん私立幼稚園、保育園、保育所を含めて全市的な視点でそれぞれの地域状況を考慮した統廃合を含めた施設の配置を検討していかなければならないだろうと思っております。それからまた、これからさらに幼児数が減っていくという見込みでございますので、それに合わせて保育ニーズは高まっていくであろうという予測のもと、やはり待機児童の対策というのは全市的には重要な課題ではないかと考えております。これについては、公立幼稚園については認定子ども園化

も含めて検討していかなければならないのではないかと考えております。また、3つ目としては、施設の老朽化という部分からも全市的に公共施設のマネジメント計画が進められています。そちらとも照らし合わせながら検討していかなければならないといった方向性といいたししょうか、そのような状況でございます。

栢沼教育長…それらのいくつかの今後の構想をできるだけ早く進めていってほしいという吉田委員のお話でした。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。非公開とする前に、委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長…ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(8) 報告事項 (2) 損害賠償請求事件の判決について【非公開】 (教育指導課)

8 教育長閉会宣言

平成30年1月29日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）